地区市民運動会補助金交付手続きの流れ

スポーツ協会の事務

加盟団体の事務

開始

- ① 補助金交付内定通知(様式第1号) の発送 ※交付補助金額の予告となります。
- ② 補助金交付申請書(兼請求書)(様式第2号) の作成・提出 ※事業実施:2週間前まで

提出書類

- •補助金交付申請書(兼請求書)(様式第2号)
- 事業計画書及び収支予算書

(様式第2号及び5号別記)

- •地区市民運動会実施計画書(様式第3号)
- ・開催要項や参考となる資料
- ・概算払理由書 *1 (事業実施前補助金交付希望団体のみ)
- ③ 補助金交付決定通知(様式第4号)の発送
 - *1「概算払理由書」提出団体は、 ここで補助金交付

事業実施

④ 補助金交付にかかわる事業実績並びに 収支決算報告(兼請求書)(様式第5号) の作成・提出 ※事業実施後、30日以内

(1か月以内ではありません。)

提出書類

- 補助金交付にかかわる事業実績並びに 収支決算報告(兼請求書)(様式第5号)
- 事業報告書及び収支決算書 (様式第2号及び5号別記)
- ・開催内容がわかる資料 (成績表や写真、プログラムなど)
- ⑤ 補助金額確定通知書(様式第8号)の発送
 - * 通常の場合、ここで補助金交付

終了